

新型コロナウイルス感染症に関する

新たな水際対策措置

2022年2月24日

1 3月1日午前0時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、検疫所の宿泊施設での待機期間を、6日間から3日間に変更することとします。

イタリア、ウズベキスタン、英国、エジプト、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、ネパール、ノルウェー、パキスタン、フランス

2 3月1日午前0時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、検疫所の宿泊施設での待機を求めないこととします。

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、エストニア、オーストラリア全土、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、ジョージア、スペイン、スロバキア、スロベニア、タイ、チェコ、チリ、ハンガリー、フィジー、フィリピン、ブラジル（サンカタリーナ州、バイア州）、仏領レユニオン島、米国全土、

ベルギー、ポルトガル、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク

3 措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。

別紙 1 「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和 4 年 2 月 2 4 日時点）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0224_list.pdf ）

別紙 2 「水際対策強化に係る新たな措置（ 1 7 ）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0224_17.pdf ）

別紙 3 「水際対策強化に係る新たな措置（ 2 7 ）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0224_27.pdf ）

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページを御確

認ください。（ <https://www.anzen.mofa.go.jp/> ）

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（ [htt](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

[ps://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html) ）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から : 0120-565-653

海外から : +81-3-3595-2176 (日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○出入国在留管理庁 (入国拒否、日本への再入国)

電話 : (代表) 03-3580-4111 (内線 4446、4447)

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話 : 0570-011000 (ナビダイヤル : 案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。) 一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC 版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)